大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第二十二条　（略）　一　（略）　二　高等学校　九、三五五人　三　特別支援学校　五、四三〇人別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立伯太高等学校 | 和泉市伯太町二丁目 |
| （略） | （略） |

備考　（略） | 第二十二条　（略）　一　（略）　二　高等学校　九、六九九人　三　特別支援学校　五、五一三人別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立伯太高等学校 | 和泉市伯太町一丁目 |
| （略） | （略） |

備考　（略） |
|  |  |

第二条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立水都国際高等学校 | （略） |
|  |  |
|  |  |
| （略） | （略） |
| 大阪府立成城高等学校 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） |

備考　（略） | 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立水都国際高等学校 | （略） |
| 大阪府立南高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 |
| 大阪府立西高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立成城高等学校 | （略） |
| 大阪府立扇町総合高等学校 | 大阪市北区松ヶ枝町 |
| （略） | （略） |

備考　（略） |
|  |  |

第三条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立中央高等学校 | （略） |
|  |  |
|  |  |
| （略） | （略） |

 備考　（略） | 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立中央高等学校 | （略） |
| 大阪府立都島第二工業高等学校 | 大阪市都島区善源寺町一丁目 |
| 大阪府立第二工芸高等学校 | 大阪市阿倍野区文の里一丁目 |
| （略） | （略） |

　備考　（略） |
|  |  |

第四条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立東住吉高等学校 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） |
| 大阪府立花園高等学校 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） |
| 大阪府立堺上高等学校 | （略） |
|  |  |
| （略） | （略） |

備考　（略） | 別表第二（第三条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 位　　　置 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立東住吉高等学校 | （略） |
| 大阪府立平野高等学校 | 大阪市平野区長吉川辺四丁目 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立花園高等学校 | （略） |
| 大阪府立かわち野高等学校 | 東大阪市新庄四丁目 |
| （略） | （略） |
| 大阪府立堺上高等学校 | （略） |
| 大阪府立美原高等学校 | 堺市美原区平尾 |
| （略） | （略） |

備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例中第一条の規定は令和五年四月一日から、第二条から第四条までの規定は規則で定める日から施行する。